

企業課税研究の近年の展開と課題：2010年代の企業課税改革^{*1}

鈴木 崇文^{*2}

要 約

本稿は、2010年代以降の日本の企業課税改革について、基幹税制改革と政策税制の双方を対象に、国内の主な実証研究の知見を整理する。制度改正の効果は、法定税率や控除率の変化だけでは捉えられないため、本稿では、企業別の実効的な税負担と実際に享受できる税制上の便益に着目し、限界インセンティブ、キャッシュフロー、制度利用・実現制約の三つの観点から既存研究を比較する。基幹税制改革では、法人税率引下げと課税ベースの拡大が同時に行われたため、実効平均税率（Effective Average Tax Rate, EATR）・実効限界税率（Effective Marginal Tax Rate, EMTR）が示す投資インセンティブの変化と、実現ベースの実効税率（Effective Tax Rate, ETR）・納税額が示す実際の負担は必ずしも一致しない。設備投資、研究開発、賃上げを対象とする政策税制では、適格性、制度利用、控除上限、税額不足、繰越の有無によって実現控除額が異なるため、利用企業の行動変化を政策効果として解釈する際には注意を要する。今後は、税務データを用いた企業別インセンティブの測定と、政策評価の対象範囲を投資・研究開発・賃金水準だけでなく、生産性、イノベーション、雇用・賃金分布、取引先への波及等に拡張させることが重要である。

キーワード：企業課税改革、実効税率、租税特別措置、外形標準課税

JEL Classification：H25, H71, H32

I. はじめに

2010年以降、日本の企業課税は人口動態の変化と潜在成長率の低下、国際的な税率競争、産業構造の転換等を背景に、法人税率の段階的引下げ、課税ベース（tax base）の拡大、外形標準課税を含む地方税制の見直し、さらには設

備投資・研究開発・賃上げ等を狙う租税特別措置（政策税制）の拡充・再設計が行われてきた。これらの改革は、単一の税率変更としてではなく、税率、課税ベース、税額控除、適用要件、控除上限等、制度における複数の要素が組み合

*1 本稿の作成に当たり、財務省財務総合政策研究所の論文計画報告会および論文検討会議への参加者の先生方から、論文の改善に資する多くの有益なコメントを頂いた。本稿の執筆に当たり、JSPS 科研費 25K16676 から助成を受けた。

*2 愛知淑徳大学ビジネス学部准教授

わさったパッケージとして捉える必要がある。本稿は、このうち2010年以降の主要改革として、（１）税率・課税ベース・外形標準課税に関する基幹税制改革、および（２）設備投資促進税制・研究開発税制・賃上げ税制等の政策税制を中心に、国内における実証研究の知見を整理する。

経済学における企業課税研究では、法人税率、課税ベース、実効税率、投資・雇用・研究開発等への影響を対象とする実証分析が蓄積されてきた。国際的には、企業課税が投資、立地、資金調達、利益移転、税の帰着等に与える影響を整理するサーベイや、フォワードルッキングな実効税率指標を用いた比較研究が進んでいる（近年では例えば、Fuest and Neumeier 2023; Hanappi 2018; Hanappi, Millot, and Turban 2023）。また、研究開発税制についても、制度設計、暗黙的補助率、利用・帰着・効果に関する国際的な整理が進んでいる（Appelt, Bajgar, Criscuolo, and Galindo-Rueda 2016）。

一方、日本を対象とする研究では、実効税率の測定や個別改正の定量評価は蓄積されつつあるものの¹⁾、それらの知見は制度別・指標別に分散している。基幹税制改革については、法定税率、フォワードルッキングな実効税率指標、実際の税負担指標等のいずれを用いるかによって改革の見え方が異なる。政策税制についても、適格性、実際の利用、実現控除額等のいずれを処置変数として捉えるかによって、推定結果やその解釈は大きく変わり得る。したがって、日本の企業課税改革を評価するには、個々の既存研究がどの制度要素を処置として捉え、どの経路を通じて、どのアウトカムへの効果を検証しているのかを共通の評価軸で整理する必要がある。

そこで本稿では、基幹税制改革と政策税制を、限界インセンティブ経路、キャッシュフロー経路、制度利用・実現制約経路という三つの経路の視点から捉え直し、既存研究の処置変数の定

義、アウトカム、識別上の限界を横断的に整理する。限界インセンティブ経路とは、税制が資本のユーザーコスト、研究開発支出の税引後限界費用、賃上げ増分に対する税制上の誘因等を変えることで、企業の限界的な投資・支出判断に影響を与える経路である。キャッシュフロー経路とは、納税額や税額控除の実現額を通じて内部資金や外部資金依存を変化させる経路である。制度利用・実現制約経路とは、税額控除等の非還付性、控除上限、税額不足、繰越、適用要件、申請・認定手続等が、企業の制度利用と実際に享受できる便益を左右する経路である。これら三つの経路の理論的な位置づけは、標準的な投資理論と税額控除の実現制約に基づき補論で簡潔に説明する。

この整理は、とりわけ政策税制を評価する際に重要である。本稿で取り上げる設備投資促進税制、研究開発税制、賃上げ税制のいずれにおいても、制度の存在や法定控除率は、企業が実際に直面する税制上の便益やインセンティブをそのまま表すわけではない。企業が制度の対象となり得るか、実際に利用したか、控除上限や税額不足の下でどれだけの便益を実現したかによって、企業別の実効的な便益やインセンティブは異なる。また、適用企業や利用企業で投資、研究開発、賃金等の増加が観察されたとしても、それが税制によって新たに誘発された行動なのか、もともと予定されていた行動に制度が適用されたものなのかは区別する必要がある。

なお、本稿では査読誌掲載論文を優先して取り上げるが、日本の企業課税、特に政策税制に関する実証研究では、ディスカッション・ペーパー、政策報告、研究会資料として公表されている研究も重要な知見を提供している。このため、本稿ではこれらもサーベイ対象に含め、査読済み論文と同じ整理軸の下で議論する。また、本稿の対象は、原則として2010年以降の日本の企業課税改革に関する実証研究であるが、研究開発税制のように、2003年度の総額型導入

1) 近年では、上村（2023）が例として挙げられる。

や2009年度改正が2010年代以降の研究蓄積を理解するうえで重要な制度変更となっている場合には、必要に応じて関連する既存研究も取り上げる。

本稿の構成は以下の通りである。Ⅱ節では大規模に実施された2010年代の法人税制度改革の背景と改革パッケージを整理し、Ⅲ節では対

応する税率引下げ・課税ベース拡大・外形標準課税を中心とする基幹税制改革の実証研究を概観する。Ⅳ節では主に2010年以降に実施された設備投資促進税制、研究開発税制、賃上げ税制を中心に租税特別措置に関する実証研究を整理する。Ⅴ節では、本稿の知見をまとめ、今後の研究課題を述べる。

Ⅱ．制度改革の背景と改革パッケージ：基幹税制改革

本節では、後続の基幹税制改革に焦点を当てた実証研究を理解するための、制度上の要点を記述する。具体的には、法人税率の引下げ、課税ベースの見直し、外形標準課税の拡大等に注目する。設備投資、研究開発、賃上げを対象とする政策税制に関しては、Ⅳ節で扱うこととする。

Ⅱ－１．改革の背景：税率競争と課税ベース設計

1980年代半ば以降の国際的な法人税制改革は、しばしば「法定税率の引下げ」と「課税ベースの拡大」を組み合わせる改革として整理される（Loretz 2008; Bauer, Davies, and Haufler 2014; Brys, Matthews, and Owens 2011; OECD 2010）。法定税率は、企業立地、利益移転、離散的な投資案件の税負担を考えるうえで重要な指標である。しかし、企業が実際に直面する税

負担は、課税所得の定義、減価償却制度、欠損金の取り扱い、配当・利子等の課税、地方税の設計等によっても左右される。そのため、法人課税を評価する際には、税率水準だけでなく、課税ベースの設計と併せて検討する必要がある（Hanappi 2018; OECD 2025）。

日本の2010年前後の政策論議では、国・地方を合わせた法人税負担が国際的に高い水準にあることが繰り返し指摘されていた²⁾。当時の議論では、法人税率の高さが企業の立地選択、海外移転、国内投資、研究開発拠点の維持に与える影響が問題とされた³⁾。また、欧州諸国を中心に法定税率の引下げが進むなか、日本の法人実効税率⁴⁾が相対的に高止まりしていることは、立地競争力の観点から政策課題として認識されていた。政府税制調査会の2014年報告も、法人税改革の目的として、立地競争力と企業競争力の強化、および「課税ベースを拡大しつつ

2) 例えば、2010年6月に閣議決定された「新成長戦略」では、法人実効税率を主要国並みへ段階的に引き下げること、および租税特別措置等の税制措置を抜本的に見直す方針が明記されている。また、国際比較については、加藤（2010）やKPMG（2010）参照。

3) 例えば、日本経団連は当時、日本企業の国内事業環境を阻害する要因として「六重苦」を挙げ、その一つに「法人税・社会保険料の重い負担」を位置づけていた。六重苦とは、円高、法人税・社会保険料負担、経済連携協定の遅れ、柔軟性に欠ける労働市場、環境規制、電力供給不足・コスト増を指す。経団連は、国内産業の空洞化回避や対内直接投資の呼び込みの観点から、法人税等の負担の引下げによる立地競争力向上を求めている。

4) 林（2025）p.312で述べられているように、「法人実効税率」という言葉は第Ⅲ節で取り扱う実効平均税率（EATR）や実効限界税率（EMTR）を意味しない。地方税の法人事業税等が国税の法人税算定において損金算入されることを踏まえたうえで、国税の法人税および地方税の法人住民税、法人事業税所得割等を合計した数値である。本節の説明では税率は、東京都かつ外形標準課税法人の場合とする。

税率を引き下げる」改革を明確に位置づけている⁵⁾。

同時に、日本の法人課税をめぐる論点は、税率水準だけではなかった。欠損法人割合の高さや、各種控除・特例による課税ベースの縮小も、改革論議の重要な背景であった（財務省2014）。利益法人に税負担が集中する一方で、多くの法人では欠損により法人税額が生じないという構造は、課税ベースを広げ、税負担をより広く分散させる方向への見直しを促すことになった。したがって、2010年代の法人税改革は、単なる税率引下げではなく、課税ベースと税負担構造を同時に見直す改革として整理できる⁶⁾。

Ⅱ－２．2011年度改革から成長志向の法人税改革へ

2010年代の法人税率引下げは、まず2011年度税制改正で具体化した。2011年度改正では、法人税率を30.0%から25.5%へ引き下げる方針が示された。この改革は、国内企業の国際競争力強化、外資系企業の立地環境改善、雇用・国内投資の拡大を目的として位置づけられた。ただし、東日本大震災後の復興財源確保のため、復興特別法人税が導入されたことにより、税率引下げの効果は当初限定された⁷⁾。なお、2014年度改正において復興特別法人税は1年前倒し

で廃止された。

その後、法人税改革は「成長志向の法人税改革」として進められることになった。2014年の政府税制調査会報告では、法人税率引下げだけでは立地競争力を高めることはできないとしつつ、国際的な法人課税改革の潮流に沿って、課税ベースを拡大しながら税率を引き下げる方向が示されている。ここで重要なのは、政策目的が単なる企業減税ではなく、税負担構造を変え、収益力のある企業の再投資余力を高め、国内投資や賃上げにつながる体質転換を促すものとして説明された点である。この点は、2015年度・2016年度改正を理解するための前提になると言える。

Ⅱ－３．2015年度・2016年度改正の内容と規模

2015年度・2016年度税制改正では、法人税改革が本格的に実施された。国・地方を合わせた法人実効税率は、2014年度の34.62%から、2015年度に32.11%、2016年度・2017年度に29.97%、2018年度以降に29.74%へ低下した⁸⁾。法人税率も25.5%から23.9%、23.4%、23.2%へ段階的に引き下げられた。

ただし、この改革は上述のように税率引下げと同時に課税ベースを拡大するパッケージであった。2015年度改正では、法人実効税率を

5) 政府税制調査会報告書「法人税の改革について」（2014年6月）は、法人税改革の主要な目的として、（1）立地競争力および企業競争力の観点から税率を引き下げること、（2）課税ベースの縮小や負担構造（黒字法人への偏在等）を踏まえて課税ベースを見直すこと、の2点を挙げている。そのうえで報告書は、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」改革を世界標準に沿うものとして位置づけ、法人課税を「広く薄く」負担を求める構造へ転換することが、利益を上げている企業の再投資余力の増大や収益力改善に向けた取り組みの後押し、新規開業・新産業が生じやすい環境整備等に繋がり得る、という問題意識を示している。

6) なお、法人税率の引き下げと課税ベースの拡大に関する議論は、政府税制調査会等において以前から継続的に行われており、政策減税や各種引当金制度等により課税ベースが過度に縮小していることが問題視されてきた。内閣府政府税制調査会のウェブページに掲載されている1990年代以降の法人課税に関する議事要旨においても、こうした問題意識が繰り返し示されている。

7) 東日本大震災の復興財源確保を目的とした復興特別法人税が2012年度から3年間の時限的措置として導入されたため、実質的な下げ幅は1.95%ポイントにとどまった。復興特別法人税の課税ベースは「法人税額」であり、税率は10%である。ただし、利子や配当等に課される復興特別所得税の額は、各事業年度において利子及び配当等に課される所得税の額と合わせて、各事業年度の法人税の額から控除される。法人税率25.5%に10%を掛けると $25.5 \times 1.10 = 28.05\%$ で、30%との差が1.95%ポイントとなる。

8) ここでは標準税率ベースの国・地方の法人実効税率を用いている。

34.62%から32.11%へ引き下げる一方で、外形標準課税の拡大、欠損金の繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入制度の見直しなどによって課税ベースを拡大する方針が示された。

課税ベース拡大の第一の柱は、欠損金の繰越控除の見直しである。欠損金の繰越控除は、過去の損失を将来の所得から控除する制度であり、企業の課税所得と税負担の時点間配分に影響する。2015年度以降の改正では、主として資本金等の額が1億円超の大企業について、控除限度割合が段階的に引き下げられた。一方で、繰越期間は1年延長された。これは、短期的には黒字転換した大企業の課税ベースを広げる一方、長期的には損失利用可能期間を延ばすという二面性を持つ。実証研究上は、欠損金の有無や累積額によって、税率引下げが企業の投資に対する限界的なインセンティブに影響するの、また当期納税額の変化としてキャッシュフローに影響するの、という観点になる。

第二の柱は、受取配当等益金不算入制度の見直しである。この制度は、法人間配当の二重課税を調整する仕組みであるが、持株比率や保有目的によって益金不算入割合が異なる。2015年度改正では、持株比率区分が再整理され、少数保有株式等については益金不算入割合が引き下げられた。これにより、企業の株式保有や資産運用に対する税負担が変化し、課税ベースが拡大した。これは設備投資や雇用に対する直接の税制ではないが、企業の税引後収益や内部資金を通じて、キャッシュフロー経路に影響し得る。

第三の柱は、減価償却制度の見直しである。2016年度改正では、建物附属設備や構築物について、定率法から定額法への一本化が行われ

た。定率法は取得初期に大きな償却費を計上できるため、投資初期における課税所得を圧縮しやすい。これに対して定額法への移行は、減価償却の時間的配分を平準化し、投資初期の税負担を相対的に高める可能性がある。したがって、この改正は、税率引下げとは逆に、投資のユーザーコストを引き上げ、投資に影響し得る制度変更として理解できる。

第四の柱は、地方税制、とりわけ法人事業税における外形標準課税⁹⁾の拡大である。外形標準課税では、付加価値や資本金等に基づいて課税が行われる。2015年度・2016年度改正では、資本金等の額が1億円超の大企業を中心に、法人事業税の所得割を引き下げる一方で、付加価値割・資本割の比重を高める改革が進められた。具体的には、外形標準課税の割合が改革前の4分の1から、2015年度に8分の3、2016年度以降に8分の5へ拡大された。

この外形標準課税の拡大は、実証研究上特に重要である。法人所得課税の税率引下げは、利益を生む追加投資の税引後収益率を高める方向に働く。これに対して、外形標準課税は、赤字・低利益企業にも一定の税負担を発生させ得るため、所得課税の減税効果を相殺する場合がある。また、付加価値割は賃金や支払利子等を含む付加価値、資本割は資本金等に連動するため、通常の法人所得課税とは異なる経路を通じて企業行動に影響する。このため、外形標準課税を含めるかどうかによって、フォワードルッキング実効税率の計測結果や、税制改革が投資・雇用に与える解釈は大きく変わり得る。

改革の規模を理解するうえでは、政府が公表した増減収見込額(内国税関係)が参考になる。2015年度税制改正では、課税ベース拡大策と

9) 外形標準課税は地方税の一つである法人事業税の一つとして位置づけられる。国税である法人税が法人所得を課税ベースとする所得税であるのに対して、外形標準課税では事業活動の規模を外形的に捉える要素を課税ベースに設定し課税がなされる。具体的には、現行制度においては付加価値額に対して課税される付加価値割、資本金等の額に対して課税される資本割、また電気供給業等に関しては収入金等の金額に対して課税される収入割が存在する。なお、付加価値割では、法人の報酬給与額、純支払利子額および純支払賃借料の合算金額に対して、単年度損益を加減した付加価値額が基本の課税ベースとされる。また、外形標準課税は資本金1億円超の法人(大企業)に限定して適用される制度である。制度の詳細については、瀬古(2016)を参照。

して、欠損金繰越控除制度の見直しによる平年度 3,970 億円の増収、受取配当等の益金不算入制度の見直しによる 920 億円の増収、租税特別措置の見直しによる 1,790 億円の増収が計上されており、これら 3 項目の合計は平年度ベースで 6,680 億円の増収と試算されていた¹⁰⁾。他方、同改正に含まれる法人税率引下げは 6,690 億円の減収見込とされており、主要な課税ベース拡大項目と税率引下げは、マクロの増減収見込ではほぼ同規模であった。ただし、法人課税全体では、その他の改正項目を含め、平年度 750 億円の減収、初年度 1,070 億円の減収との見込みが示されていた。

2016 年度税制改正でも、法人税率引下げによる 3,340 億円の減収に対し、生産性向上設備投資促進税制の見直しによる 2,410 億円の増収、減価償却制度の見直しによる 650 億円の増収等が計上され、法人課税全体の影響は平年度 60 億円の減収、初年度 270 億円の減収と試算されていた¹¹⁾。さらに地方税関係でも、法人事業税改革において、2015 年度改正では付加価値割・

資本割の税率引上げによる 7,800 億円の増収と、所得割の税率引下げによる 7,870 億円の減収が示されていた。2016 年度改正でも、所得割の税率引下げによる 3,940 億円の減収と、付加価値割・資本割の税率引上げによる 3,900 億円の増収が示されており、地方税についても、所得割の引下げと外形標準課税の拡大がマクロの増減収見込ではかなり対応する形で設計されていた。

尤も、マクロの増減収見込で増収項目と減収項目がある程度釣り合っていたとしても、それは各企業の税負担変化が相殺されたことを意味しない。法人税率引下げの便益を大きく受ける企業、欠損金繰越控除や受取配当等益金不算入制度の見直しにより課税ベース拡大の影響を受ける企業、外形標準課税の拡大により付加価値額や資本金等に応じた負担が増える企業は必ずしも同一ではない。したがって、この改革は一律の減税・増税としてではなく、企業ごとに異なる実効的な税負担の変化として評価する必要がある。

Ⅲ．税率引下げ・課税ベース拡大・外形標準課税の実証研究

Ⅲ－１．フォワードルッキング指標とバックワードルッキング指標

Ⅱ節で述べたように、2010 年代の日本の法人税改革は、法定税率（法人所得課税部分）の引き下げと、課税ベース拡大を同時に含む点に特徴がある。加えて、特に大企業には、法人事業税の外形標準課税（付加価値割・資本割）が拡大され、所得に比例する課税から、付加価値や資本金に基づく課税へと税負担の性格が一部移行した。したがって、この改革の下では、税率引下げによって新たな投資案件の採算条件が

改善する場合でも、（少なくとも短期的に）観察される実際の税負担の変化が、同じ方向に動くとは限らない。

そこで本節では、税負担指標をフォワードルッキング実効税率（仮想的な投資案件に税率・減価償却などの税制ルールを適用し、投資インセンティブへの影響を評価する指標）と、バックワードルッキング実効税率（実際に支払われた税額を利益等で除した指標）に区別する。そのうえで、税制改革時期を対象とする近年の実証研究を概観し、誰の税負担が下がった（ある

10) 「平成 27 年度税制改正の解説」を参照。

11) 「平成 28 年度税制改正の解説」を参照。

いは上がった)のか、投資・雇用等にどのような影響があるのかを整理する。

Devereux and Griffith (2003)に基づくフォワードルッキング実効税率のうち、実効限界税率(Effective Marginal Tax Rate: EMTR)¹²⁾は、経済的レント(economic rent)がゼロとなる限界的な投資について、投資家が要求する税引後収益率を所与としたときに、課税が無税の場合と比較して投資案件に必要な税引前収益率(資本コスト, cost of capital)をどの程度変化させるかを測る指標である。換言すれば、既存の投資を追加的に1単位増やす局面(intensive margin)において、必要な税引前収益率に税が与える影響を捉える。

これに対して、実効平均税率(Effective Average Tax Rate: EATR)は、経済的レントを伴う投資案件について、税がその経済的レントをどの程度減らすのか(平均的な税負担)を測る指標である。より形式的には、税引前の経済的レントの割引現在価値(Net Present Value: NPV)を R^* 、税引後の経済的レントのNPVを R とすると、EATRは $(R^* - R)$ を税引前収益のNPVで正規化した比率として定義される(詳細は、Devereux and Griffith 2003を参照)。この意味でEATRは、立地やプロジェクト選択のような離散的(外延での)意思決定(extensive margin)に関わる比較で用いられることが多い。

他方で、バックワードルッキング実効税率(Effective Tax Rate: ETR)は、通常、法人税額を税引前利益等で除した比率として定義され、税率や控除に加えて、欠損金繰越によるタイミングのズレ等、実際の税負担を規定する多くの要因を反映する指標である。このため、投資インセンティブを計測する指標としては解釈が難しい部分がある一方で、改革が実際にどの企業の負担をどう変えたか(納税額や税引後利益の変化を含む)を把握するうえでは有用である。

2010年代の改革は、税率引下げと課税ベース拡大を同時に含む。さらに外形標準課税の拡大は利潤に比例しない形で税負担が生じ得るため、フォワードルッキング指標で捉える「投資案件の採算」だけではなく、観測される税負担(ETRや納税額)や費用構造を通じて企業行動に影響する可能性がある。以上より、EATR・EMTRとETR(および納税額)が必ずしも同方向に動かないこと自体は制度上自然であり、むしろそれぞれの指標の動き方の違いは、改革パッケージのうちどの要素が主要な変化を生んだのかを切り分けて解釈するための手がかりとなる。

Ⅲ-2. フォワードルッキング実効税率の変化

馬場・小林・佐藤(2021)は、東京商工リサーチの財務データを用いて企業別EATRおよびEMTRを推計し、2010年代以降の法人税改革がフォワードルッキング実効税率に与えた影響を分析している。さらに、Kobayashi, Bamba, and Sato (2025)はこの枠組みを拡張し、外形標準課税(付加価値割)を組み込んだ企業別フォワードルッキング実効税率を推計している。両研究によれば、EATRについては、法人所得課税部分の税率引下げを反映して、改革後に分布が左方へシフトし、企業間格差も縮小する。特に、改革前に税負担が高かった企業、大規模企業、高生産性企業では、税率引下げによるEATRの低下幅が大きい。

これに対して、EMTRは必ずしもEATRと同じ方向に動かない。EMTRは超過利潤がゼロとなる限界的な投資を想定するため、投資案件から生じる超過利潤の大きさよりも、資金調達方法、資産構成、減価償却制度、負債利子控除の節税効果等から強く影響を受ける。法人所得税率の引下げは、利潤に対する税負担を低下させるが、同時に負債利子控除の節税価値も縮小させる。そのため、負債比率が低く正の

12) EMTRを「限界実効税率」、EATRを「平均実効税率」と訳す文献もある。

EMTRに直面していた企業ではEMTRが低下する一方で、負債比率が高く負のEMTRに直面していた企業では、負の税率がゼロ方向へ上昇し得る。結果として、EMTRの分布は中心に集中し、EATRよりも強く分散が縮小する場合がある。また、大企業については、所得課税部分の税率引下げと同時に外形標準課税が拡大されたため、EATR・EMTRの変化は所得課税部分の減税効果と付加価値割・資本割による負担増の組み合わせとして解釈する必要がある。

また、Uemura (2022) は、日本の上場企業データを用いて企業別EATRおよびEMTRを推計し、2010年代の法人所得課税改革を、法定税率の引下げ要因と減価償却制度改革の要因に分解してシミュレーション評価している。同論文では、法定税率を、国税の法人税率、復興特別法人税、地方法人税、法人住民税所得割、法人事業税所得割を組み合わせた標準税率ベースの税率として定義し、企業ごとの資産構成と資金調達構成を反映してEATRおよびEMTRを計測している。シミュレーション結果によれば、法定税率の引下げはEATRおよびEMTRをもとに低下させる一方で、減価償却方法の見直しはEATRにはほとんど影響しないがEMTRを押し上げ得る。したがって、同論文は、EATRとEMTRの乖離を、税率引下げと減価償却制度改革の相対的な影響から説明する補完的研究として位置づけられる。ただし、Uemura (2022) は、法人事業税所得割を含む所得課税部分を扱っているものの、付加価値割・資本割からなる外形標準課税をフォワードルッキング実効税率の式に明示的に組み込むものではないため、外形標準課税まで含めた改革パッケージを扱うKobayashi, Bamba, and Sato (2025) とは分析対象範囲が異なる点に注意が必要である。

Ⅲ－３．バックワードルッキング実効税率と課税所得形成

Hosono, Hotei, and Miyakawa (2025) は2014～2020年の法人税申告データを用いて、税制改革が企業の平均ETR（実現ベースの税負担）にどのように反映されたかを分析している。記述統計では、改革後に全企業の年平均ETRが上昇したことが示されており、これは税率引下げ効果に対して、課税ベース拡大効果や外形標準課税（付加価値割・資本割）拡大効果が上回った可能性を示唆している。加えて、成長企業やR&D集約的な企業は、改革初期には税率引下げ等でETRが下がりやすい一方、時間の経過とともに外形標準課税（付加価値割・資本割）の拡大や投資優遇税制の廃止、研究開発税制による税額控除の制約が効いてくるため¹³⁾、長期的には税負担の軽減が必ずしも続かないことが示されている。

このように、実現ベースのETRが法定税率だけでなく企業属性や課税所得の形成要因に左右されるという点は、会計データに基づいてETRの決定要因を推定している野村 (2017) とも整合的である。野村 (2017) は、税額をキャッシュフローや課税前所得で除した複数のETR指標を用いて、東証一部上場企業（2012～2015年）のパネルデータを用いて固定効果推定を行っている。その結果、ETRの差は主に企業規模、収益性および成長性で説明され、特に収益性が高い企業ほど税負担が相対的に小さいという結果が示されている。一方で、R&D比率や海外売上比率はETRと直接には有意に結びつかない結果も報告されている。したがって、ETRを巡る実証結果の解釈には、税制要因だけでなく利益率、成長率、税額控除利用状況といった所得形成要因がどの程度変化したか、また時間の経過による負担の変化を踏まえる必要があると考えられる。

13) IV節で後述するように、2015年度税制改正において、研究開発税制は総額型の控除上限の引下げおよび税額控除限度超過額に対する繰越控除制度の廃止が実施された。

Ⅲ－４．改革が納税額・税収に与える影響と帰着

改革の評価を検討するうえでは、上述の企業別のインセンティブと企業別の実負担に加えて、納税額・税収への影響や税の帰着まで含めて理解する必要がある。

第一に、法人税額（税収）の変化という観点では、湯之上・土居・別所（2025）は2014～2020年の法人税申告データを用いて、法人税率引下げに伴う法人税額の変化を分析している。同研究は、法人所得額に各年度の法人税率を適用した法人税額と、税率変更がなかった場合の推計法人税額を比較し、税率変更による法人税額の変化を資本金規模別・業種別に示している。例えば、2015年改正では資本金1億円超企業で法人税額が約5～7%減少するなど、税率引下げに比例した税額減が確認され、資本金1億円以下企業では影響が小さい（もともと軽減税率適用があるため）ことが示されている。また、法人税額の法人所得に対する弾性値は約1.18と推定されており、税額が法人所得額の変動に対して1対1以上に反応するケースがあることが示唆される。これらは、改革が税率だけでなく課税ベースを通じて税収を動かし得ることを、税務データから示唆していると言える。

第二に、税の帰着という観点では、土居（2020）は動学的一般均衡モデルに基づき、法人実効税率引下げと外形標準課税拡大を含む改革の厚生・配分効果を推計している。同研究によれば、改革全体では短期的には減税効果の多くが資本所得に帰着する一方で、時間の経過とともに労働所得への帰着が大きくなる。ただし、改革を税目別に分解すると、法人実効税率引下げによる労働所得への正の効果は、法人事業税付加価値割・資本割の引上げによって部分的に減殺される。特に付加価値割は、課税ベースに報酬給与額等を含むため、モデル上は労働投入の限界費用を高め、労働所得への正の帰着を弱める要因となり得る。一般均衡モデルの構造とパラメータ設定に基づくシミュレーション結果ではあるが、税率引下げと外形標準課税の拡大が同

時に行われる場合に、前者の効果が後者によって相殺され得るというメカニズムを、マクロ的な帰着の観点から補完的に示すものと位置づけられる。

Ⅲ－５．改革が企業行動に与える影響

既述の通り、2010年代の法人税改革は、法定税率の引下げと課税ベースの拡大（外形標準課税の拡充）が同時に実施された。ここでは、本改革を企業属性に応じた異質的な税負担ショックとして捉え、フォワードルッキングな実効税率の変化が投資や雇用等のパフォーマンスに及ぼす影響を概観する。主に、既述の馬場・小林・佐藤（2021）およびKobayashi, Bamba, and Sato（2025）による分析に基づいて議論を進める。

馬場・小林・佐藤（2021）は、2012年度および2015～2017年度改革を対象とし、企業規模別の異質性に注目して実効税率の変化と投資・雇用の関係を推定している。一方で、Kobayashi, Bamba, and Sato（2025）は、法人所得課税の減税と外形標準課税の増税が同時並行で進んだ点に注目し、これらを明示的に考慮した実効税率を構築している。同論文の最大の特徴は、実効税率を「所得課税成分」と「付加価値課税成分」に分解することで、税率低下による促進効果と、外形標準課税拡大による抑制効果を峻別して可視化した点にある。

まず中小企業（資本金1億円以下）について、馬場・小林・佐藤（2021）は2015～2017年度改革によるEATRの低下が、投資・雇用に対し統計的に有意な正の影響を与えたことを示している。具体的には、EATRが1%低下した企業では、従業員数が2.1～3.1%増加した一方、有形固定資産は5.5～9.2%増加しており、投資の弾力性が雇用を上回る。対照的に、大企業（資本金1億円超）では推定値が有意になりにくい。これは、大企業ほど実効税率の低下幅が限定的であるという事実、および外形標準課税の拡大が減税によるインセンティブを減殺した可能性と整合的である。なお、EMTRを用い

た推定では全体として反応が小さくなる傾向があり、馬場・小林・佐藤（2021）は中小企業の有形固定資産で0.3～1.0%の増加を確認しているものの、雇用への影響については有意な結果を得ていない¹⁴⁾。

Kobayashi, Bamba, and Sato (2025) も同様に、改革が投資・雇用を押し上げるとの結論を維持しつつ、その効果が改革パッケージ内部の構造によって相殺される点を強調している。EATRを用いた分析では、実効税率を分解した際に、付加価値課税部分の上昇が所得課税部分の減税効果を抑制するように働いていることが示されている。同様にEMTRに関しても、分解した付加価値課税部分の係数がより大きくなっており、外形標準課税における付加価値割の拡大が投資・雇用・労働費用への正の効果を抑制し得ることが示唆されている。したがって、単に法定税率の引下げ部分を取り上げて本改革を解釈すると、改革全体としての効果を誤って捉えてしまうおそれがある。

さらに同論文は、流動性制約や繰越欠損金の有無による反応の異質性を検討している。EATRの係数が負（つまり、投資・雇用について促進的）であるのに対し、これらの指標との交差項が概ね正であることから、制約下にある企業ほど税負担ショックに対して非弾力的であることが示されている。これは、（1）流動性制約により投資・雇用の調整が難しい、（2）欠損金繰越企業では当面の課税所得が小さく減税

の便益が小さい、というメカニズムと整合的である。

以上の実証的知見は、次のように整理できる。第一に、本改革は、特に中小企業において投資および雇用を促進する。第二に、その反応係数は雇用よりも投資において大きい。第三に、外形標準課税（特に付加価値割）の拡充は減税効果を相殺する方向に働くため、大企業等では純効果が減衰する。特に付加価値割は、賃金を含む付加価値を課税ベースとするため、企業にとっては労働費用の限界的な費用増加につながる。これは、実効税率引下げが長期的には労働所得へ帰着するという土居（2020）の議論に対し、外形標準課税の拡大がその恩恵を相殺し得るという実証的な裏付けを与えるものと言える。

Ⅲ－6. 小括：基幹税制改革に関する実証研究の整理

以上の研究を、税制改革をどの指標で捉えているか、またどのアウトカムを評価しているかという観点から整理すると、表1のようになる。基幹税制改革の評価では、法定税率の引下げだけでなく、課税ベース拡大と外形標準課税の拡大を同時に考慮する必要がある。また、EATR・EMTR、ETR、納税額は、それぞれ改革の異なる側面を捉えるため、どの指標に基づく研究なのかに注意することが重要である。

14) EMTRは限界的な投資の収益率に関する指標である一方で、企業レベルの観測データでは測定誤差や同時性の問題が大きくなり得ること（つまり、推定値が不正確・不安定になり得ること）には留意が必要である。

表 1 基幹税制改革に関する実証研究の整理

研究領域	主な研究	税制改革を捉える指標	主なアウトカム	解釈上の留意点
フォワード・ロッキング実効税率	馬場・小林・佐藤 (2021) ; Kobayashi, Bamba, and Sato (2025) ; Uemura (2022)	EATR, EMTR	企業別の実効税率、投資・雇用	EATR はレントを伴う投資案件の平均的負担、EMTR は限界投資の採算条件を捉える。両者は同じ方向に動くとは限らず、外形標準課税を含めるかどうかで大企業の税負担変化の解釈も変わり得る。
実現ベースの税負担	Hosono, Hotei, and Miyakawa (2025) ; 野村 (2017)	ETR、実際の税額負担	平均 ETR、企業別税負担	ETR は実際に観測される税負担を捉えるが、投資インセンティブそのものを測る指標ではない。税率引下げ後も、課税ベース拡大や外形標準課税により実現ベースの税負担が上昇し得る。
納税額・課税所得	湯之上・土居・別所 (2025)	法人税額、課税所得、課税所得弾性値	法人税額、課税所得、企業規模別の税額変化	税率引下げが法人税額に与える影響は、課税所得の反応や企業規模によって異なる。税収への影響を評価するには、税率だけでなく、課税所得形成や課税ベースの変化を同時に考慮する必要がある。
税の帰着・一般均衡効果	土居 (2020)	法人実効税率、外形標準課税を含む税目別の税制変更	資本所得、労働所得、厚着の帰着	一般均衡モデルは、税率引下げや外形標準課税拡大の帰着を整理するうえで有用である。ただし、結果はモデル構造やパラメータ設定に依存するため、企業レベルの実証研究とは役割を分けて読む必要がある。

(注) 本表は、基幹税制改革に関する代表的な研究を、税制改革を捉える指標、アウトカム、解釈上の留意点から整理したものである。
(出所) 筆者作成

Ⅳ．租税特別措置（政策税制）の実証研究

本節では、2010年代に実施された租税特別措置の改正を中心に、関連する実証研究を取り上げる。租税特別措置は、設備投資、研究開発、賃上げなど特定の企業行動を促すために設計される政策税制の一つである。基幹税制が法定税率や課税ベースを通じて広く企業の税負担を変えるのに対し、政策税制では、対象企業、対象支出、適用要件、控除率、控除上限、控除繰越の可否、申請・認定手続等によって、各企業が実際に享受する税制上の便益は大きく異なる。したがって、政策税制の実証研究を評価する際には、制度の存在や法定控除率だけでなく、当該研究が適格性、実際の利用、実現控除額、実効補助率のいずれを処置として捉えているかに注意することが重要である。

第Ⅰ節で述べた限界インセンティブ、キャッシュフロー、制度利用・実現制約という三つの観点は、こうした処置に関する定義の違いを解釈するための補助線となる。すなわち、税額控除や特別償却は、設備投資のユーザーコスト、研究開発の税引後限界費用、賃上げ増分に対する税制上の誘因を変え得る。他方で、企業が実際に税制上の便益を享受できるかどうかは、非還付性、控除上限、税額不足、繰越、申請費用等によって制約される。また、税額控除や納税額の減少は、内部資金や資金制約にも影響を与え得る。以下では、設備投資促進税制、研究開発税制、賃上げ税制の順に実証研究を取り上げ、処置変数の定義、識別方法、アウトカム、および残る課題を議論する。

Ⅳ－１．政策税制の評価軸：適格性・利用・実現便益

政策税制では、法定上の制度設計と企業が実際に享受する便益がしばしば一致しない。このため、実証研究上は、政策税制が企業に与える

影響を少なくとも三段階に分けて理解する必要がある。第一に、適格性は、企業または支出が制度の対象となり得るかを表す。これは、制度によって潜在的に影響を受ける企業を捉えるものであり、Intention-to-Treat (ITT) に近い。ただし、適格企業のうち実際に制度を利用する企業が限られる場合には、推定される平均的な効果は小さく見えやすい。第二に、制度の利用は、企業が実際に制度を申請・適用したかを表す。利用企業の行動変化を捉えられる一方で、制度を利用する企業は投資計画、収益性、税務ポジション等において非利用企業と異なる可能性が高く、利用選択の内生性が問題となる。第三に、実現便益は、税額控除や特別償却を通じて実際に企業が享受する便益であり、実現控除額、実効補助率等で計測される。これは処置強度 (treatment intensity) に近いが、税務データや制度情報を必要とする。

以下の研究整理では、推定結果を単純に比較するのではなく、それぞれの研究がどの段階の処置を捉えているのかに注意する。これらはいずれも政策税制の効果に関わるが、推定している対象は同じではない。したがって、適格性に基づく推定、利用に基づく推定、実現便益に基づく推定を同列に解釈しないことが重要である。

Ⅳ－２．設備投資促進税制

Ⅳ－２－１．制度と処置の定義

設備投資促進税制は、税額控除や即時・加速度償却を通じて設備投資のユーザーコストを引き下げる政策である。2014年から2017年にかけて実施された生産性向上設備投資促進税制は、先端設備を対象とするA類型と、生産ラインやオペレーションの改善に資する設備を対象とするB類型を中心に、特別償却または税

額控除を認める制度であった。同制度は大企業を含む幅広い投資促進措置として位置づけられる。ただし、中小企業については、中小企業投資促進税制の上乗せ措置が併存しており、2017年度以降は中小企業経営強化税制へと改組された。

設備投資税制が企業に及ぼす影響は、先述のように少なくとも三つに分解できる。第一は、対象設備または対象企業に該当するという適格性である。第二は、企業が実際に税制を利用したかである。第三は、税額控除や特別償却を通じてどれだけ実際に便益を受けたかである。税額控除は法人税額や控除上限に依存し、特別償却は課税所得や割引率に依存するため、制度利用と実現便益は一致しない。さらに、既に予定されていた投資に制度が適用される場合には、利用企業の投資額増加をそのまま追加的投資と解釈できないことにも注意が必要である。

Ⅳ－２－２．既存研究：制度の適格性，利用，および追加的投資

Hosono, Hotei, and Miyakawa (2023) は、2014年に導入された中小企業投資促進税制の上乗せ措置を対象に、中小企業の設備投資および労働生産性への効果を推定している。この上乗せ措置は、生産性向上設備投資促進税制¹⁵⁾のA類型・B類型に該当する設備の一部について、中小企

業により手厚い即時償却・税額控除を認めるものであった。同研究は、資本金1億円以下の企業を中小企業向け優遇措置の対象となる処置群、資本金1億円超5億円未満の企業を対照群とする Difference-in-differences (DID) 推定を行っている。対照群も大企業向けの生産性向上設備投資促進税制を利用し得たが、中小企業向け措置の方が加速度償却・税額控除の条件が相対的に手厚いため、推定上の処置は制度の有無ではなく、中小企業と近接する非中小企業との税制上の便益の差として解釈できる。分析結果からは、適格性¹⁶⁾を処置とした場合には、対象企業全体の投資率の上昇は確認されない。他方で、実際に制度を利用した企業を処置群とすると、初回利用年を中心に投資率が上昇し、従業員一人当たり売上高で測った労働生産性も上昇する。ただし、従業者一人当たり有形固定資産は有意に上昇しておらず、生産性改善は資本量の増加よりも資本の質の向上によるものと解釈されている。さらに、手元流動性が低く、小規模・若年であるなど、資金制約が強い企業ほど、利用時の投資反応が大きいことも示されている。

ただし、この結果は処置変数の定義の違いを意識して解釈する必要がある。適格性ベースの推定は、制度導入による潜在的な便益、すなわち ITT に近い効果を捉えるのに対し、利用ベ-

15) 税制評価の視点からはやや外れるが、同税制を利用した研究として Adachi, Kawaguchi, and Saito (2024) が挙げられる。同研究では、税制改正に伴う特別償却率の変動を外生的な投資インセンティブの変化として用いて、ロボット導入の因果効果を識別している。その結果、加速度償却の強化はロボット導入を促し、導入後1～3年は雇用・売上が増加することを示している。

16) 税制上の「適格企業」を定義する条件の一つとして、課税所得の代理変数として会計上の税引前利益が正であることを課している。しかし、企業が繰越欠損金を保有している場合には、税引前利益と課税所得の間に乖離が生じ得るため、実際には非適格企業が一定程度混入している可能性がある。したがって、適格企業をより正確に特定できた場合の推定値は、論文で提示されている値から乖離する可能性がある点には注意が必要である。また、繰越欠損金控除制度の取扱いは資本金1億円超の大企業と1億円以下の中小企業で異なり、2015年度以降には主として大企業を対象に制度改正が実施された。具体的には、欠損金の繰越控除制度において、控除前所得の金額に対する控除限度割合が80%から段階的に50%まで引き下げられた。このように課税の非対称性が強化されたことで、企業はリスクテイク行動としての設備投資行動を変化させる可能性がある（伊藤 2021）。一方で、同時期には繰越欠損金の繰越期間が9年から10年に延長されており、課税の非対称性が緩和される改革も実施されている。前者と後者の影響のいずれが上回るかは不明であるが、いずれにせよ大企業と中小企業における繰越欠損金の取り扱いの差は、企業に影響し得る。当該研究の識別戦略は中小企業と大企業の比較に依拠しているため、同時期他制度変更の影響が推定値に混入している可能性がある点には留意が必要である。

スの推定は、実際に制度を利用した企業の効果を捉えている。後方で効果が強い場合、税制が追加的投資を誘発した可能性に加え、投資機会、税務ポジション、制度認知、資金調達能力を備えた企業が制度を選択した可能性も残る。したがって、同研究は、政策税制では適格性、利用、実現便益が異なる処置を表し、制度の平均的導入効果と利用企業への効果を区別する必要があることを示す研究として位置づけられる。

Orihara and Suzuki (2023, 2025) は、資本金1億円超の大企業を対象に、税務申告情報に関するアンケート調査を用いて、生産性向上設備投資促進税制の利用行動、設備投資、生産性への影響を分析している。Orihara and Suzuki (2023) は、税制利用の意思決定と投資の反応に焦点を当て、課税所得が正で税制を利用できる可能性がある企業が多いにもかかわらず、実際に税額控除または特別償却を利用した企業は限定的であることを示している。また、利用企業は、上場企業、社債発行企業、大規模企業など、資金調達制約に直面しにくい企業に偏る傾向がある。一方で、実際に制度を利用した場合の投資反応は、資金制約に直面する企業の方が大きく、資金制約の弱い企業では、税制利用後も投資が必ずしも増加せず、税務便益が事後的な現金保有の増加として現れる場合がある。これらの結果は、設備投資減税が資金制約企業の投資を促し得る一方で、制度を実際に利用しやすいのは資金制約の弱い企業であり、税務便益が必ずしも追加的投資に結びつかない可能性を示している。

Orihara and Suzuki (2025) は、同一の制度を対象に、産業ごとに異なる税制適格な資本財費用の比率を操作変数として、税制利用が投資および生産性に与える効果を推定している。推定結果では、税制利用企業は平均的には設備投資を増加させる一方、TFPや労働生産性の改善は明確ではない。尤も、効果には資金制約と繰越欠損金の状況に応じた異質性がある。資金制約に直面しにくい企業ほど税制を利用しやすいが、利用後の投資増加や生産性改善は限定的

であり、既存の投資計画に税制を適用した可能性が残る。これに対して、資金制約に直面しやすい企業では、制度利用自体は相対的に難しいものの、利用できた場合には設備投資が増加し、生産性も改善する傾向が確認される。また、繰越欠損金が小さく、税制から税務便益を得やすい企業では税制利用と投資増加が確認されるが、生産性への正の効果は弱い。逆に、繰越欠損金が多い企業では投資額は有意に増加しないものの、長期の生産性改善が相対的に強い。したがって、これらの研究は、投資減税の効果を評価する際には、制度の適格性だけでなく、実際の利用、資金制約、税務ポジション、および投資の量と質を区別する必要があることを示している。

生産性向上設備投資促進税制と同様に、特別償却や税額控除を通じて設備投資の税引後費用を引き下げる政策として、Koizumi (2024) は、1998年に実施された中小企業向け投資促進税制の拡充に注目し、企業間取引ネットワークを通じた政策効果の波及を分析している。同研究は、企業間取引ネットワーク（バイヤー・サプライヤー関係）情報を用いて、政策対象となる中小企業の直接効果を確認したうえで、その取引先である仕入先・販売先企業への間接効果を推定している。推定結果からは、処置企業の売上が増加するだけでなく、その直接の仕入先である上流企業にも正の波及が生じることが示されている。他方、販売先である下流企業への有意な波及は確認されない。さらに、波及効果は大企業で相対的に大きく、中小企業を対象とする投資促進税制であっても、その便益の一部がサプライチェーンを通じて大企業に帰着し得ることが示唆されている。当該研究は、政策税制の評価では直接効果だけでなく、サプライチェーンを通じた間接効果も含めて検討すべきであることを示している。

Ⅳ－２－３．小括

設備投資促進税制については、税額控除や即時・加速度償却が制度利用企業の設備投資を押

し上げ得ることが示唆される一方、制度の利用率は必ずしも高くなく、生産性への平均的な効果も明確ではない。解釈上の重要な論点は、制度の適格性、実際の利用、実現した税制上の便益が、それぞれ異なる推定対象を表す点である。特に、利用企業で投資が増加したとしても、それが税制によって誘発された追加的投資なのか、既存の投資計画に制度が適用されたものなのかは慎重に区別する必要がある。今後は、申請・認定情報、税務ポジション、実現控除額、対象設備の内容を踏まえ、政策が設備投資の量だけでなく、投資の質や生産性をどの程度変化させたのかを検証することが課題である。

Ⅳ－３．研究開発税制

Ⅳ－３－１．経済学的な位置づけ

研究開発（R&D）に対する政府介入の標準的な根拠は、知識の外部性により私的収益率が社会的収益率を下回り得ること、無形資産投資に特有の担保不足や情報の非対称性により資金制約が生じやすいこと、さらに研究開発投資が不確実性や景気変動に敏感であること等が挙げられる。研究開発税制は、企業の研究開発支出に対して税額控除等を与えることで、研究開発支出１単位当たりの税引後限界費用を引き下げ、追加的な研究開発投資を促す政策として位置づけられる¹⁷⁾。

国際比較では、研究開発税制の手厚さを表す指標としてB-indexが用いられる¹⁸⁾。B-indexは、限界的な研究開発支出について、企業が採算を確保するために必要な税引前収益を表す指標であり、値が小さいほど税制上の支援が手厚いことを意味する。しばしば $1 - B\text{-index}$ は、研究開発支出に対する暗黙の補助率として解釈

される。したがって、研究開発税制の評価では、制度の有無や法定控除率だけでなく、企業別に研究開発支出の税引後限界費用がどの程度変化したかを確認する必要がある。

尤も、研究開発税制の効果は制度設計上の非線形性に強く依存する。税額控除である以上、企業が実際に便益を得られるかどうかは、法人税額、控除上限、欠損金、控除税額の繰越の可否、対象支出の範囲等によって左右される。控除上限に達している企業や、赤字・低利益のため法人税額が小さい企業では、法定上の控除率が高くても、限界的な研究開発支出に対する実効補助率は小さくなる可能性がある。

Ⅳ－３－２．日本の研究開発税制の特徴

日本の研究開発税制は、企業が支出した試験研究費（税制適格な研究開発支出）に応じて計算される金額を法人税額から控除する税額控除制度を中心として発展してきた¹⁹⁾。控除額は、基本的には税制適格な試験研究費に控除率を乗じて計算されるが、法人税額から控除できる額には上限が設けられる。このため、企業が実際に享受する便益は、法定控除率だけでなく、当期の法人税額、控除上限、税額不足、税額繰越の可否に依存する。

制度上重要な点は、総額型、増加型、オープンイノベーション型（以下OI型）の違いである。総額型は、試験研究費の総額に対して一定割合の税額控除を認める仕組みであり、既存の研究開発支出にも便益を与えやすい。増加型は、過年度の研究開発支出からの増加分を優遇する仕組みであり、追加的支出への誘因を強める一方で、基準年の設定や研究開発支出の変動の影響を受けやすい。OI型は、大学、公的研究機関、

17) 近年、OECD諸国では企業の研究開発への支援のうち税制優遇の比重が高まっており、2017年には政府による企業の研究開発への支援の約55%が税制優遇として提供され、2019年時点でOECD36か国中30か国が研究開発税制を導入している（OECD 2020）。

18) 例えば、OECD（2020）はB-indexを「追加的な研究開発投資１単位を行うために必要な税引前の収益」として定義して、国際比較に用いている。日本語での解説は、池田・伊地知（2023）や上村（2025a）を参照。

19) 試験研究費は税法上の用語であり、関連する多くの実証研究が着目している会計上の研究開発費（支出）よりも基本的に範囲が限られている。

企業等との共同研究・委託研究等に係る試験研究費を対象とし、外部連携型の研究開発支出の税引後価格を相対的に低下させる制度である。

既存研究が対象とする税制改正のうち、2003年度、2009年度、2015年度の改正が特筆すべきものとして挙げられる。2003年度改正では総額型が導入され、研究開発支出全体に対する税額控除が企業の限界インセンティブをどの程度変えたかが論点となった²⁰⁾。2009年度改正では、景気悪化への対応として控除上限の引上げと繰越期間の一時的延長が行われ、控除上限や税額不足が政策効果をどの程度制約するのかが問題となった。2015年度改正では、OI型の拡充、総額型の控除上限見直し、繰越控除制度の廃止が同時に行われ、制度要素ごとの効果を分解して捉える必要が生じた。

なお、研究開発税制の実証研究を評価するうえでは、制度がどの企業に実際に利用され、税制上の試験研究費や税額控除額がどの程度観察されるかも重要である。この点について、片野・松尾・渡辺（2026）は、法人税申告書、研究開発税制関連の別表、および適用額明細書等の税務データを結合し、2020年度から2023年度における研究開発税制の利用実態を記述的に整理している。同研究は、制度改正の因果効果を直接推定するものではないが、従来の研究で観察が難しかった制度利用の有無、税制上の試験研究費、実現した税額控除額を把握している点で、本節の処置変数の議論に関係する。

同研究によれば、研究開発税制の利用は製造業および大規模法人に集中しており、件数ベースでは中小法人も一定の比重を占めるものの、適用額ベースでは大規模法人の寄与が大きい。また、税制上の試験研究費は、マクロ統計で把握される企業の研究開発費の約6～7割に対応

しており、試験研究費増加率の分布はゼロ%近傍に集中している。さらに、増加率に応じた上乘せ措置について、閾値近傍で明確な分布の不連続は確認されないとされる。これらの基礎事実は、研究開発税制の効果を評価する際には、個社レベルでの会計上の研究開発費や制度利用ダミーだけでなく、税制上の試験研究費、控除上限、実現控除額を把握する重要性を示している。

Ⅳ－３－３．制度改正別の実証研究

2010年以降の研究開発税制改正を直接対象とする実証研究は限られているため、本節では2000年代以降の主要改正を対象とした研究を含めて整理する。以下で重要なのは、研究ごとに処置変数が異なる点である。制度利用ダミー、適格税額控除率（eligible tax credit rate）、B-index、実現控除額は、いずれも研究開発税制の影響を表す変数であるが、それぞれ異なる処置を捉えている。したがって、研究間の結果を比較する際には、何を処置として推定しているかに留意する必要がある。

Ⅳ－３－３－１．2003年度税制改正を対象とした実証研究

2003年度改正では、総額型の税額控除が導入された。総額型は研究開発支出全体に対する税額控除を認めるため、企業の研究開発支出1円当たりの税引後限界費用を引き下げる効果を持つ。ただし、税額控除である以上、法人税額に対する控除上限や当期の課税所得の水準によって、企業が実際に享受できる税務便益は異なる。したがって、制度導入そのものよりも、企業別の実質的な税額控除率がどの程度変化したかが重要だと言える。

20) 2000年代以降、制度の形式は度々変更されている。従来増加型のみであったのが2003年度改正で総額型が創設され、両制度の選択適用が認められた。その後、2006年度税制改正で増加型が総額型に統合され、総額型に増加型が上乘せされる形式となった。2008年度税制改正では、増加型に加えて高水準型（試験研究費のうち平均売上金額の10%超に対する控除）が設けられ、総額型と、増加型または高水準型で税額控除を別枠で計算する仕組みとされた。その後本文にあるように、2017年度に増加型が廃止され、2019年度には高水準型が廃止され、総額型に増加型および高水準型を組み込む形式となっている。

Kasahara, Shimotsu, and Suzuki (2014) は、2003 年度改正の影響を、企業間で異なる適格税額控除率の変化として捉え、パネル GMM により研究開発支出への影響を推定している。同研究は、同じ制度改正の下でも、企業の税務ポジションや控除上限への直面状況によって、研究開発支出に対する実効補助率が異なる点を利用している。推定結果では、税額控除率の上昇が研究開発支出を押し上げることが示されている。また、負債資産比率が高い企業ほど効果が大きいことも報告されており、税額控除が限界的なインセンティブを変化させるだけでなく、キャッシュフローや資金制約を通じて影響する可能性が示唆される。さらに、反実仮想分析として、2003 年の研究開発支出総額は改正がなければ 3.0 ～ 3.4% 低いこと、また控除上限がなければ 3.1 ～ 3.9% 高いと推計されており、控除上限が政策効果を相当程度減殺し得る点を示している。

これに対して、大西・永田 (2010) は、政府統計の企業個票データを用い、総額型税額控除の導入前後で実際の制度利用企業と非利用企業を比較する PSM-DID 推定を行っている。同研究の推定結果では、利用企業の研究開発費が導入前後で有意に増加したとはいえないとされる。この研究では、処置は企業別の税額控除率ではなく、制度利用の有無として定義されている。そのため、推定される効果は、研究開発支出 1 単位当たりの実効補助率の変化というよりも、制度を利用した企業と利用しなかった企業の平均的な差である。

河瀬 (2023, 2025) は、日経 NEEDS の企業データを用いて、総額型研究開発税制の効果を分析している。推定結果では、総額型が研究開発費を平均的に増加させているとはいえない一方で、Kasahara, Shimotsu, and Suzuki (2014) と同様に、負債比率が高い企業では効果が認められるとされる。この結果は、研究開発税制の効果が企業の資金調達環境に依存する可能性を示している。

以上の研究結果に差が生じる原因は明確でな

いが、主として処置変数の定義や処置の程度の異質性が考えられる。税額控除は制度を利用していても、控除上限の制約に直面・税額不足により限界的な研究開発支出に対する実効補助率が小さい企業が混在する。このとき利用ダミーは処置の程度を平均化して捉えているため、効果が特定の企業群（例えば、税額が十分にあり控除上限に直面していない、資金調達制約に直面）に集中している場合には平均効果は有意にならない可能性がある。また、Kasahara, Shimotsu, and Suzuki (2014) が示すように控除上限は研究開発支出総額を抑制し得るため、控除上限に直面する企業が多いほど、利用ダミーでの推定は制度があるのに効かない結果を生みやすいと考えられる。

Ⅳ－３－３－２．2009 年度税制改正を対象とした実証研究

2009 年度改正では、景気悪化への対応として、研究開発税制における税額控除上限が法人税額の 20% から 30% へ引き上げられた。また、2009 年度および 2010 年度に発生した未控除額について、繰越可能期間が一時的に延長された。控除上限の引上げは、上限に直面していた企業に関して実効的な補助率を直接引き上げる効果がある。他方で税額控除の繰越の延長は、当期または翌期に税額が小さい（もしくは、欠損で税額が無い）ために税額控除を使いきれない企業にとって、将来の黒字期に控除を適用できる可能性を与えることになる。

Okamuro and Sakuma (2021) は、2009 年度改正に焦点を当て、帝国データバンクの企業個票パネルを用いた DID 推定により、控除上限引上げと繰越期間延長の効果を分けて評価している。主な結果では、控除上限の引上げが研究開発支出を押し上げる一方、繰越期間の延長については、企業規模別・産業別、あるいは繰越による最大控除可能額の比率が上位の群でも明確な効果が検出されない。さらに同論文では、税額控除がキャッシュフローを通じて翌期の研究開発支出を押し上げる間接経路も検討してお

り、税額不足（そもそも赤字で当期に税額控除できない状態）が大きい企業では政策効果が弱まり得ることを示唆している。

この結果は、控除上限の引上げと繰越期間の延長が異なる影響をもたらすことを示している。控除上限の引上げは、上限に直面する企業の当期の限界的なインセンティブを直接強める。一方で、繰越期間の延長は、将来の黒字化や将来税額の発生を前提とするため、現在の研究開発支出に直ちに反映されにくい。また、繰越措置を必要とする企業は、そもそも控除対象となる税額の不足や資金制約に直面している可能性が高く、税制優遇だけでは研究開発支出を大きく変えにくい可能性がある。

IV-3-3-3. 2015年度税制改正を対象とした実証研究

2015年度改正では、研究開発税制が総額型とOI型を中心に再設計された。主な改正は、第一にOI型の拡充、第二に総額型の控除上限の見直し、第三に税額控除限度超過額に対する繰越控除制度の廃止である。

OI型については、控除率が従前の12%から、相手先の類型に応じて20%または30%へ引き上げられるとともに、対象費用の範囲も拡大した。この結果、共同研究・委託研究等に係る外部研究開発支出の税引後価格は相対的に低下し、外部研究開発支出に対する限界的なインセンティブは強まった。第二に、控除上限については、総額型の上限が30%から25%に引き下げられる一方、OI型には別枠の上限が5%分設けられた。この再設計は、総額型のみを利用する企業には控除上限制約を強め得る一方で、OI型を利用する企業には別枠を通じて制約を緩和し得る。第三に、繰越控除制度の廃止により、赤字企業や低利益企業では控除を使い切れず、実効的な処置強度が低下する可能性が生じた。

池内（2022）は、2015年度改正によって生じた繰越税額控除率およびOI型税額控除率の変化を用い、操作変数法と反実仮想シミュレー

ションにより、制度改正の各要素が研究開発投資の量と質に与える効果を分解している。同研究によれば、繰越控除制度の廃止は研究開発支出総額を約4%減少させ、労働生産性上昇率を約0.14%低下させたと試算されている。一方で、OI型の拡充は外部研究開発支出を平均で約14.4%増加させ、労働生産性上昇率を約0.1%押し上げ、さらに産学共同出願特許件数を約2.4%増加させた可能性が示されている。以上から、同研究は、OI型拡充による正の効果と、繰越控除制度廃止等による負の効果が概ね相殺されるため、平均的な労働生産性上昇率への全体効果は大きくなかったと結論づけている。

これに対して、河瀬（2023, 2025）は、総額型研究開発税制を中心に、研究開発費への効果を検証している。河瀬（2023）は繊維産業を対象とし、2003年度の総額型導入、2013年度の控除上限引上げ、2015年度の繰越控除制度廃止および控除上限引下げが研究開発費に与える影響を、固定効果モデルに基づく分析で検討している。同研究では、総額型税制が研究開発費を増加させたとはいえず、繰越制度や控除上限の改正についても明確な効果は確認されないとされる。河瀬（2025）は対象を一般事業会社に拡張し、DIDでの特定化を含む複数の特定化で同様の論点を検証しているが、総額型制度の導入・継続、控除上限規制、繰越控除廃止後の税額控除可能企業と非可能企業の差について、研究開発費を促進する明確な効果は確認されないとしている。

尤も、河瀬（2023, 2025）の結果は、2015年度改正の個別要素に効果がなかったことを示すものとしてではなく、推定上の処置の粒度に留意して解釈する必要がある。2015年度改正では、OI型の拡充、総額型上限の見直し、繰越控除制度の廃止が同時に行われており、それぞれが研究開発支出に異なる方向の効果をもち得る。また、同研究は総額型研究開発税制を中心に、制度改正年ダミーや黒字企業との交差項等を用いて研究開発費の変化を検証しているが、OI型拡充、総額型上限の見直し、繰越控除制

度廃止を個別に分解して識別する設計ではない。したがって、同研究は2015年度改正の個別要素の効果を否定する証拠というより、総額型を中心とする平均的な推定では、複数の制度要素が同時に動く場合に効果が相殺・希釈され得ることを示す補助的証拠として解釈すべきと考えられる。

Ⅳ－３－３－４．資金調達制約と効果の異質性

研究開発税制の効果は、企業の資金制約や税務ポジションによっても異なる。上述のKasahara, Shimotsu, and Suzuki (2014)や河瀬(2023, 2025)では、負債比率が高い企業ほど税額控除の効果が大きいことが示されており、資金調達制約が税制の効果に影響する可能性が示唆される。

Kobayashi (2014)は、中小企業向け研究開発税額控除の利用企業と非利用企業を傾向スコアマッチングで比較し、税額控除利用が研究開発支出を増加させること、さらに資金調達制約のある企業で効果が大きいことを報告している。研究開発支出は無形資産投資の性格が強く、担保化が難しいため、外部資金調達には情報の非対称性に起因する追加費用が伴いやすい。このため、税額控除が内部資金を増やし、外部資金依存を低下させる場合には、研究開発投資が増えやすいと解釈できる。

一方、細野・布袋・宮川(2015)は、クロスセクションの政府統計データを用いて、2007年における課税後黒字の製造業企業を分析している。同研究は、外部資金への依存度が高い企業ほど、外部資金利用に伴うエージェンシー費用が大きく、税額控除の効果が小さくなることを示している。また、過去の控除利用が内部資金の増加につながるとは限らず、特に外部資金依存度の高い企業では、控除利用の効果が弱まり得ることを示している。

以上の結果が示唆するのは、研究開発税制は資金制約企業に必ず強く効くような単調な政策ではなく、企業の制約の種類（流動性制約か、

外部資金依存に伴うエージェンシー問題か）によって効果が反転し得る、という点である。したがって制度設計やその評価においては、税額控除が企業に与える効果を一括りにせず、直接的な資本コスト低下の効果と内部資金増加の効果を分けたうえで、どの企業群に実効的に効いているのかを丁寧に検証することが重要になると考えられる。

Ⅳ－３－４．小括：制度設計と政策効果の解釈

本節の整理から、研究開発税制の効果は法定控除率だけでなく、控除上限、税額不足、控除額の繰越、対象支出の範囲によって左右されることが確認できる。2003年度改正を扱う研究では、適格税額控除率のように企業別の実効補助率を捉える研究と、利用ダミーを用いる研究では結論が異なっており、処置定義の違いが結果の解釈に関わる。2009年度改正では、控除上限の引上げが研究開発支出を押し上げる一方、繰越期間延長の効果は明確でない。2015年度改正では、OI型拡充が外部研究開発や共同研究を促す一方、繰越控除廃止や控除上限の見直しが研究開発支出を抑制し得るため、制度要素ごとの効果を分けて解釈する必要がある。

したがって、研究開発税制の評価では、制度利用の有無だけでなく、企業別の実効補助率、控除上限への到達状況、税額不足、実現控除額等を把握することが重要である。また、研究開発支出額の増減だけでは政策効果を十分に評価できない。その他に、外部連携、特許、生産性等の成果指標を含めた分析を進めるとともに、利用選択の内生性、税務ポジションの異質性、控除を実際に利用できる企業とできない企業の違いを明示的に扱うことが課題である。

Ⅳ－４．賃上げ税制

賃上げ税制は、企業の給与支給額の増加に対して法人税額控除を認めることで、賃上げを促す政策税制である。2013年度に所得拡大促進税制として導入されて以降、2018年度からは

賃上げ・生産性向上のための税制、2022年度以降は賃上げ促進税制へと名称、適用要件、控除率、対象企業区分が繰り返し見直されてきた²¹⁾。制度上の特徴は、賃金水準そのものではなく、一定の給与等支給額、雇用者給与等支給額、または継続雇用者給与等支給額の増加を適格要件とし、その増加額に対して税額控除を付与する点にある。このため、賃上げ税制の実証研究では、制度の適格性だけでなく、どの賃金概念に対して、賃上げ増分の税引後費用がどの程度引き下げられているのかを区別する必要がある。

Ⅳ－４－１．制度の特徴と設計上の論点

賃上げ税制の第一の特徴は、一定の賃上げ要件を満たした税制適格企業について、給与等支給額の増加分に対して税額控除を付与する点である。したがって、この制度は、賃上げ1単位当たりの税引後費用を引き下げる仕組みとして理解できる。第二に、制度の適格要件となる賃金概念は、制度期によって変化してきた。導入当初は、雇用者全体の給与等支給額の増加が重視されたが、2018年度以降、大企業については2021年度を除き、前年度から継続して雇用されている者の給与等支給額、すなわち継続雇用者給与等支給額が重視される要件となった²²⁾。これは、雇用者数の増加による給与総額の増加と、既存雇用者の賃金水準の上昇を区別するための制度変更と解釈できる。他方で、実証研究を比較する際には、研究が給与総額、雇用者給与等支給額、継続雇用者給与等支給額のいずれを対象としているかに注意する必要がある。

第三に、賃上げ税制は閾値を伴う非線形な制

度である。企業が税額控除を受けるには、給与等支給額または継続雇用者給与等支給額の増加率が一定の基準を満たす必要がある。そのため、企業の限界インセンティブは滑らかではなく、特定の閾値で変化する²³⁾。概念的には、給与等支給額の増加額を ΔW_t 、税額控除率を θ 、適用要件となる賃上げ率を g_t 、その閾値を $\bar{g}$ 、税額控除前法人税額を T_t 、控除上限比率を $\bar{a}$ とすると、実現控除額は

$$\hat{C}_t = \min \{ \theta \Delta W_t \cdot 1 [g_t \geq \bar{g}], \bar{a} T_t \}$$

と表せる。この式が示すように、企業が実際に得る税制上の便益は、賃上げ増加額だけでなく、閾値、要件充足、法人税額、控除上限に依存する。さらに、繰越制度が無い場合には、赤字企業や税額不足企業では、法定上の控除率が高くても実現控除額は小さくなる。

以上の特徴を踏まえると、賃上げ税制を評価する際には三つの点に注意する必要がある。第一に、この制度は、賃上げ1単位当たりの税引後費用を変化させる。第二に、税額控除による納税額の減少は、企業の内部資金にも影響し得る。第三に、適格要件、控除上限、税額不足、賃金概念の定義変更、手続費用等は、制度利用と実現便益を左右する。特に賃上げ税制では、適格要件が賃金増加要件に依存するため、賃金をアウトカムとする研究では、処置変数とアウトカムの重なりに注意が必要である。

Ⅳ－４－２．税制適格企業比較に基づく実証研究

賃上げ税制の実証研究は相対的に数が限られるが、税制適格企業と非適格企業を比較し、賃

21) 制度の詳細に関しては、田村（2022）による解説が詳しい。例えば、近年の2024年度改正では、全企業向け、中堅企業（資本金1億円超かつ常時使用従業員数2,000人以下）向け、中小企業向けの区分が再設計され、賃上げ率、教育訓練費、子育て・女性活躍支援等に応じた上乘せ措置が整備された。また、中小企業については、控除しきれなかった金額の5年間繰越が可能となった。これは、赤字企業や税額不足企業における実現控除額の制約を緩和する制度変更として位置づけられる。

22) 2021年度においては、大企業は「新規雇用者」に対する給与等支給額が基準となった。また、2022年度以降の賃上げ税制においては、中小企業は継続雇用者ではなく雇用者全体の給与支給額となっている。

23) しかし、財務省（2023）では、税務データや政府統計データを用いた分析から、こうした制度上の閾値において企業の集群（bunching）は生じていないことを指摘している。

金、雇用、労働生産性、設備投資等への影響を検証する研究と、制度設計を賃上げ増分に対する補助率として定式化し、超過負担を評価する政策設計・厚生分析に整理できる。本節ではまず、前者の税制適格企業比較に基づく研究を取り上げる。

所得拡大促進税制期（2013～2017年度）を対象とした研究として、小山（2020）および山崎（2023）がある。両研究はいずれも、適格企業と非適格企業を比較する点で共通するが、用いるデータ、対象企業（企業規模）、および分析期間は異なる。小山（2020）は、財務省「法人企業統計調査」の個票データを用い、資本金5億円以上の大企業を対象に、PSM-DIDにより税制適格性が企業行動に与える影響を推定している。同研究の主要な含意は、賃上げ税制の適格企業では、賃金関連指標だけでなく、労働生産性や付加価値等にも改善がみられる可能性がある点にある。推定結果によれば、税制適格前から適格後にかけて、適格企業は非適格企業に比べて労働生産性の上昇が統計的に有意に大きい。また、従業員数、付加価値額、キャッシュフロー等についても、期間によっては正の効果を確認されている。

これに対して、山崎（2023）は、帝国データバンクの企業財務データベースを用い、資本金5億円以上かつ従業員数301人以上の企業を対象に、PSMにより税制適格になることの効果を推定している。同研究の特徴は、小山（2020）が主に適格後2年程度までの短期効果を検証しているのに対し、適格後4年までの変化を扱っている点にある。推定結果では、税制適格になることで従業員1人当たり平均給与は一貫して押し上げられ、適格後2年目以降で統計的に有意となっている。また、従業員数についても適格後3年目以降で有意に増加している。他方で、労働生産性は適格後3年目で正に有意となるものの、適格後4年目では有意でなく、ROAや

キャッシュフローについては、適格企業の伸びが非適格企業より小さいという結果も報告されている。したがって、山崎（2023）は、賃金や雇用については正の変化を確認する一方、労働生産性や収益性への効果は一貫しないことを示している。

両研究の結論には相違があるが、その背景には、データ、企業規模、分析期間の違いがあると考えられる。山崎（2023）では、労働生産性が有意になりにくい背景として、2014年度改正で「継続雇用者」に対する給与等支給額が要件化されたことにより、企業が非正規雇用者数を増やすなど要件充足のための調整を行い、結果として効果が過小評価され得る可能性を指摘している。また、評価期間の違いに関連して、小山（2020）が主に適格後2年までで生産性の上昇を確認するのに対し、山崎（2023）はより長い期間を対象としており、賃金や雇用の増加が観察されても、付加価値の増加が追いつかず、生産性や収益性の改善に直結しない局面があり得ると議論している。

その他に、分析上の留意点も考えられる。両研究は傾向スコアを推定し、適格企業と非適格企業をマッチングしたうえで効果を推定している。しかし、PSMは観測可能な共変量に条件付けた選択の独立性に依存するため、適格要件達成（賃金増加等）に影響する未観測の生産性ショック等が残存し、かつアウトカムにも影響する場合、推定値はバイアスを含み得る。また、処置（適格）ダミーは制度における賃金増加要件に基づき定義されるため、賃金変化率に複数期の持続性があり、かつその成分が共変量で十分統制できていない場合にはバイアスが生じるかもしれない²⁴⁾。

この点は、賃上げ税制の処置変数を考えるうえで重要である。適用ダミーは、制度を利用した企業の事後的な変化を捉えるが、賃上げ増分に対する税制上の誘因、控除上限、税額不足、

24) その他、財務省（2023）では、税務データを用いて2018～2022年度において当該税制適用と労働分配率の間に正の関係があることを見出しているが、因果関係の特定には課題があるとも述べている。

制度要件付近の閾値反応を直接捉えるものではない。したがって、小山（2020）と山崎（2023）の結果は、賃上げ税制が企業行動に影響し得ることを示唆する一方で、制度の純粋な限界インセンティブ効果を識別したものとしてではなく、適格企業比較に基づく実証的証拠として位置づけるのが適切であると考えられる。

Ⅳ－４－３．暗黙的補助率と厚生分析

上村（2025b）は、適格企業と非適格企業の行動変化を推定する研究ではなく、制度設計を賃上げ増分に対する補助率として定式化し、その大きさと超過負担を測定する研究である。同研究は、この補助率を暗黙的補助率（implied wage-increase subsidy rate）として定義し、制度改正を跨いで比較可能な指標として用いている。

同研究の特徴は、所得拡大促進税制、賃上げ・生産性向上のための税制、賃上げ促進税制と変遷してきた制度を、暗黙的補助率という共通の尺度に変換して比較している点にある。推計結果では、制度改正を経るごとに暗黙的補助率が高まっており、実際の利用額・利用数とも整合的であるとされる。一方で、同研究は、賃上げ税制が賃上げ増分に対する補助を強める反面、税額控除に伴う財政コストに加え、賃金設定や雇用調整に歪みを生じさせることで、超過負担を発生させ得ることを示している。

尤も、賃上げ税制の厚生評価は、労働市場がどの程度効率的かという前提に依存する。企業側の買手独占（monopsony）力により、賃金が労働の限界生産力を下回っている場合には（例：Aoki, Hogen, and Takatomi 2023）、賃上げ税制は賃金マークダウンを縮小し、資源配分上の歪みを緩和する可能性がある。他方で、労働市場の非効率性の程度は産業・地域等で異なると考えられ、効率的な市場も併存し得る²⁵⁾。また、企業レベルでは生産性の成長と賃金の成

長が正に相関するとの結果も報告されており、賃金が生産性から一様に乖離しているとは限らない（Morikawa 2025）。したがって、賃上げ税制の厚生評価は、平均的な超過負担だけでなく、労働市場集中度、賃金マークダウン、企業規模、地域、産業ごとの異質性を考慮する必要がある。

この観点からは、賃上げ税制の政策評価には二つの追加的な課題がある。第一に、税額控除の便益が労働者、企業、政府の間でどのように帰着するかを明らかにする必要がある。賃金補助が賃金上昇として労働者に帰着するのか、企業の利潤やキャッシュフローを改善するのか、あるいは価格や雇用に波及するのかは、市場構造に依存する。第二に、賃上げ税制がどの企業・産業で効率性改善をもたらし、どの企業・産業で単なる財政移転または超過負担を生むのかを識別する必要がある。したがって、賃上げ税制の厚生分析は、平均的な補助率や平均的な超過負担だけでなく、労働市場構造と企業異質性を組み込んだ分析へ拡張される必要があるだろう。

Ⅳ－４－４．小括

賃上げ税制に関する既存研究は、適用企業において賃金、雇用、労働生産性等に一定の変化が生じた可能性を示している。ただし、制度適用は賃金増加要件の充足に依存するため、適用企業比較を税制の純粋な因果効果として解釈するには限界がある。今後は、企業別の暗黙的補助率、閾値付近の反応、控除上限、税額不足、実現控除額等を用いて、制度がどの企業にどの程度の誘因を与えたのかを踏まえた分析が必要である。併せて、賃金水準だけでなく、雇用、労働生産性、収益性、賃金分布、政策便益の帰着を含めて評価することが求められると考えられる。

25) 例えば、最低賃金が労働市場に与える影響に関するメタ分析（董・茨木 2023）では、最低賃金の引き上げが雇用の伸びに有意な減少をもたらしたことが指摘されており、一部の労働市場は少なくとも一定程度競争的であることを示唆している。

Ⅳ－５．政策税制に関する実証研究の整理

本節では、設備投資促進税制、研究開発税制、および賃上げ税制に関する実証研究を整理した。これらの政策税制に共通する特徴は、制度の存在が企業に一律なインセンティブを与えるわけではない点である。企業が実際に直面する税制上の便益は、制度への適格性、実際の利用、控除上限、税額不足、税額控除の繰越の有無、実現控除額によって異なる。そのため、既存研究の結果を比較する際には、制度の有無や法定控除率だけではなく、研究がどの処置を捉えているのかに注意する必要がある。

表2は、本節で取り上げた政策税制に関する代表的な実証研究を、処置変数の定義、アウトカム、解釈上の留意点、今後の課題の観点から整理したものである。表2から分かるように、政策税制の既存研究では、制度利用企業における投資、研究開発、賃金等の増加が一定程度示唆されている。ただし、その解釈には共通の留意点がある。第一に、制度を利用した企業の反応は、税制によって新たに誘発された行動だけでなく、もともと予定されていた投資・研究開

発・賃上げへの制度適用が含まれ得る。第二に、税額控除や特別償却の効果は、法定上の控除率ではなく、企業別の税務ポジション、控除上限、税額不足、繰越の有無によって左右される。第三に、政策便益は制度利用企業にとどまらず、取引先企業、労働者、また価格や雇用を通じて他の経済主体にも帰着し得る。

したがって、今後の研究では、単なる適格ダミーや制度利用ダミーだけではなく、企業別の実現控除額、実効補助率、暗黙的補助率等を用いて、企業が実際に直面する税制上のインセンティブをより直接的に測定することが重要である。また、アウトカムについても、投資額、研究開発費、賃金水準だけでなく、投資の質、生産性、特許・外部連携、雇用、賃金分布、政策便益の帰着を含めた評価が求められる。政策税制の実証研究は、制度の有効性を単純に判定する段階から粒度を高め、どの企業に、どの程度のインセンティブが生じ、それがどのアウトカムに結びついたのかを識別する方向に発展させる必要があると考えられる。

表2 政策税制に関する実証研究の整理

研究領域	主な研究	処置・分析上の 焦点	主なアウトカム	解釈上の留意点
設備投資 促進税制	Hosono, Hotei, and Miyakawa (2023) ; Orihara and Suzuki (2023, 2025) ; Koizumi (2024)	適格性、制度利 用、取引先を通 じた政策シヨッ ク	設備投資、労働生 産性、TFP、売上、 取引先企業のバ フォーマンス	利用企業では投資増加が示唆されるが、それが税制による追加的投資なのか、既存の投資計画への制度適用なのかは慎重に区別する必要がある。今後は、実現控除額や税務ポジションを用いて処置強度をより直接に測定し、投資の質、生産性効果、取引先企業への波及を検証することが課題である。
研究開発 税制	Kasahara et al. (2014) ; Okamuro and Sakuma (2021) ; 池内 (2022) ; 河瀬 (2023, 2025) ; 片野・ 松尾・渡辺 (2026)	適格 税 額 控 除 率、利用ダミー、 控除上限、繰越、 OI型、税務デー タ上の実現控除 額	研究開発支出、外 部支出 R&D、特 許、労働生産性、 利用実態	法定控除率や利用ダミーだけでは、企業別の実効的な研究開発発補助率を十分に捉えられない。今後は、税務データを用いて税制上の試験研究費、控除上限、税額不足、実現控除額を把握し、R&D支出額だけでなく外部連携、特許、生産性への効果を検証することが課題である。
賃上げ 税制	小山 (2020) ; 山崎 (2023) ; 上村 (2025b)	適格ダミー、暗 黙的賃上げ補助 率、閾値、要件 充足	賃金、雇用、労働 生産性、収益性、 超過負担	適格企業で賃金・雇用・労働生産性等に一定の効果があることが示唆されるが、制度適用は賃金増加要件に依存するため、適用企業比較を税制の純粋な因果効果として解釈するには限界がある。今後は、企業別の暗黙的補助率、閾値付近の反応、控除上限、税額不足、実現控除額を用いた識別と、賃金分布・雇用・生産性・政策便益の帰着を含む評価が必要である。

(注) 本表は、各政策税制に関する代表的な研究を、処置定義、アウトカム、解釈上の留意点の観点から整理したものである。
(出所) 筆者作成

V. おわりに

本稿では、2010年代の日本の企業課税改革について、基幹税制改革と政策税制の双方を対象に、関連する実証研究を整理した。本稿の特徴は、制度改正を単なる税率や控除率の変更としてではなく、制度を踏まえ、企業ごとに異なる実効的な税負担や税制上の便益の変化として捉えた点にある。具体的には、税制が企業行動に影響を与える経路を、限界インセンティブ経路、キャッシュフロー経路、制度利用・実現制約経路に分け、既存研究がどの制度要素を処置として捉え、どのアウトカムを検証しているのかを比較した。

基幹税制改革については、法人税率の引下げだけで改革効果を評価することはできない。2010年代半ばの改革では、税率引下げと同時に、欠損金繰越控除、受取配当等益金不算入、減価償却制度、外形標準課税等の見直しが行われた。そのため、投資インセンティブを捉えるEATR・EMTRと、実際の税負担やキャッシュフローを反映するETR・納税額とでは、改革の見え方が異なり得る。所得課税部分の負担低下が投資や雇用を押し上げ得るとしても、課税ベース拡大や外形標準課税の拡大がその効果を

相殺し得る点が重要である。

政策税制については、制度の有無や法定控除率だけでなく、企業が制度の対象となり得るか、実際に利用したのか、どれだけの便益を実現したかを区別する必要がある。設備投資促進税制、研究開発税制、および賃上げ税制に関する既存研究は、適格企業・利用企業に一定の行動反応が生じ得ることを示しているが、それが税制によって新たに誘発された行動なのか、既存の投資・研究開発・賃上げ計画への制度適用なのかは慎重に解釈すべきである。

今後の研究では、適格ダミーや利用ダミーにとどまらず、実現控除額、実効補助率、暗黙的補助率、閾値付近の反応等を用いて、企業別の実効的な税制インセンティブをより直接に測定することが求められる。そのためには、税務ポジション、控除上限、税額不足、繰越の有無を観察できるデータが不可欠である。また、政策評価の対象範囲を、投資額、研究開発費、賃金水準だけでなく、生産性、イノベーション、雇用・賃金分布、取引先への波及等、政策便益の潜在的な帰着先に拡張させる必要がある。

参 考 文 献

池内健太（2022）「日本における2015年度研究開発税制の制度変更の効果分析：オープンイノベーション型の拡充と繰越控除制度の廃止の影響」RIETI Discussion Paper Series, 22-J-027
池田雄哉・伊地知寛博（2023）「研究開発租税優遇措置の効果に関する分析：国際協調に基づくOECD microBeRDプロジェクトへの貢献と結果から得られる示唆」『研究技術計

画』38（3），pp.340-353
伊藤潤平（2021）「企業のリスク・テイクと課税の非対称性：実証研究の動向と日本企業の実態」『淑徳大学大学院総合福祉研究科研究紀要』28，pp.49-66
上村敏之（2023）「法人税の抜本的改革による実効税率の変化—Forward-looking型モデルによる資金調達の中立性の分析—」『フィナンシャル・レビュー』151，pp.107-131

- 上村敏之（2025a）「研究開発税制の税引き後限界費用と B index」『経済学論究（関西学院大学）』78（4），pp.145-170
- 上村敏之（2025b）「賃上げ促進税制の暗黙的補助と超過負担」『人口減少下のインフラ整備・管理と財政（財政研究第21巻）』，pp.197-220，有斐閣
- 大西宏一郎・永田晃也（2010）「研究開発優遇税制は企業の研究開発投資を増加させるのか—試験研究費の総額に係る税額控除制度の導入効果分析」『研究技術計画』24（4），pp.400-412
- 片野幹・松尾明・渡辺雅生（2026）「研究開発税制の利用実態把握」PRI Discussion Paper Series, No.26A-02
- 加藤慶一（2010）「企業の法人税等負担の計測手法と国際比較」『レファレンス = The reference』国立国会図書館調査及び立法考査局編 60（10），第717号
- 河瀬豊（2023）「試験研究費税制の有効性に関する実証研究—繊維産業における試験研究費税制が研究開発投資に与える影響」『神戸学院大学経営学論集』20（1），pp.35-43
- 河瀬豊（2025）「総額型研究開発税制が研究開発費の促進に与える影響」『日本評価研究』25（1），pp.109-122
- 小山祥子（2020）「賃上げ税制は労働生産性の向上に結びつくのか—所得拡大促進税制の導入効果分析—」PRI Discussion Paper Series, No.20A-07
- 財務省（2014）「課税ベースの拡大等」税制調査会（法人課税D G②）配布資料（2014年3月31日）。<https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/discuss/25dis32kai4.pdf>,（最終アクセス日：2026年1月30日）
- 財務省（2023）「賃上げ促進税制の検証」https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/ebpm_benkyoukai/ebpm_gijiyoshi/240126jimukyoku_siryoku.pdf,（最終アクセス日：2026年1月30日）
- 瀬古雄祐（2016）「外形標準課税をめぐる論点」『調査と情報—ISSUE BRIEF』，第893号
- 田村なつみ（2022）「賃上げ税制の効果をめぐる論点整理」『調査と情報—ISSUE BRIEF』第1192号
- 土居丈朗（2020）「日本の法人税改革における法人課税の帰着：外形標準課税拡大の動学的分析」『日本経済研究』第78号，pp.1-34
- 董艶麗・茨木瞬（2023）「日本における最低賃金の引き上げが雇用に与える影響—メタ分析による評価—」『日本労働研究雑誌』No.750（2023年1月号），pp.93-107
- 野村容康（2017）「わが国における法人実効税率の決定要因—東証一部上場企業パネルデータを用いた分析」『証券経済研究』第97号，pp.57-71
- 林正義（2025）『財政学—課税と給付の経済学』有斐閣
- 馬場康郎・小林庸平・佐藤主光（2021）「2000年代以降の法人税改革の影響—企業特殊的フォワードルッキング実効税率を用いた分析—」RIETI Discussion Paper Series, 21-J-050
- 細野薫・布袋正樹・宮川大介（2015）「研究開発税額控除は研究開発投資を促進するか？—資本コストと内部資金を通じた効果の検証—」RIETI Discussion Paper Series, 15-J-030
- 山崎一時（2023）「所得拡大促進税制が企業パフォーマンスに及ぼす影響について」TDB-CAREE ディスカッション・ペーパー・シリーズ, No.J-2022-02
- 湯之上英雄・土居丈朗・別所俊一郎（2025）「法人税率引き下げに関する実証分析」NTC Joint Research Discussion Paper Series, 250800-02HJ
- Adachi, Daisuke, Daiji Kawaguchi, and Yukiko Saito（2024）, “Robots on Sale: The Effect of Tax Policy on Robot Adoption and Employment.” RIETI Discussion Paper Series, 24-E-047.
- Appelt, Silvia, Matej Bajgar, Chiara Criscuolo,

- and Fernando Galindo-Rueda (2016), “R&D Tax Incentives: Evidence on Design, Incidence and Impacts,” OECD Science, Technology and Industry Policy Papers, No. 32.
- Aoki, Kosuke, Yoshihiko Hogen, and Kosuke Takatomi (2023), “Price Markups and Wage Setting Behavior of Japanese Firms.” Bank of Japan Working Paper Series, No. 23-E-5.
- Bauer, Christian, Ronald B. Davies, and Andreas Haufler (2014), “Economic Integration and the Optimal Corporate Tax Structure with Heterogeneous Firms.” *Journal of Public Economics*, 110, pp.42–56.
- Brys, Bert, Stephen Matthews, and Jeffrey Owens (2011), “Tax Reform Trends in OECD Countries.” OECD Taxation Working Papers, No. 1.
- Devereux, Michael P., and Rachel Griffith (2003), “Evaluating Tax Policy for Location Decisions.” *International Tax and Public Finance*, 10 (2), pp.107-126.
- Fuest, Clemens, and Florian Neumeier (2023), “Corporate Taxation,” *Annual Review of Economics*, 15, pp.425–450.
- Hanappi, Tibor (2018), “Corporate Effective Tax Rates: Model Description and Results from 36 OECD and Non-OECD Countries.” OECD Taxation Working Papers, No. 38.
- Hanappi, Tibor, Valentine Millot, and Sébastien Turban (2023), “How Does Corporate Taxation Affect Business Investment?: Evidence from Aggregate and Firm-Level Data,” OECD Economics Department Working Papers, No. 1765.
- Hosono, Kaoru, Masaki Hotei, and Daisuke Miyakawa (2023), “Causal Effects of a Tax Incentive on SME Capital Investment.” *Small Business Economics*, 61 (2) , pp.539-557.
- Hosono, Kaoru, Masaki Hotei, and Daisuke Miyakawa (2025), “Tax Reforms for Growing Firms? Evidence from corporate tax filing data in Japan.” RIETI Discussion Paper Series, 25-E-072.
- Kasahara, Hiroyuki, Katsumi Shimotsu, and Michio Suzuki (2014), “Does an R&D Tax Credit Affect R&D Expenditure? The Japanese R&D Tax Credit Reform in 2003.” *Journal of the Japanese and International Economies*, 31, pp.72-97.
- Kobayashi, Yohei (2014), “Effect of R&D Tax Credits for SMEs in Japan: A Microeconomic Analysis Focused on Liquidity Constraints.” *Small Business Economics*, 42 (2), pp.311-327.
- Kobayashi, Yohei, Yasuo Bamba, and Motohiro Sato (2025), “Impact of Corporate Tax Reform on Firm Dynamics: An Empirical Study of the Shift from Income-Based to Pro Forma Standard Taxation in Japan.” RIETI Discussion Paper Series, 25-E-062.
- Koizumi, Hideto (2024), “Cascades of Tax Policy through Production Networks: Evidence from Japan.” TDB-CAREE Discussion Paper Series, No. E-2023-03.
- KPMG (2010), “KPMG’s Corporate and Indirect Tax Rate Survey 2010.”
- Loretz, Simon (2008), “Corporate Taxation in the OECD in a Wider Context.” *Oxford Review of Economic Policy*, 24 (4) , pp.639–660.
- Morikawa, Masayuki (2025), “Are Productivity and Wages Decoupling in Japan? Divergence between Macro and Micro Relationships.” RIETI Discussion Paper Series, 25-E-106.
- OECD (2010), “Choosing a Broad Base – Low Rate Approach to Taxation.” OECD Tax Policy Studies, No. 19.
- OECD (2020), “The Effects of R&D Tax Incentives and Their Role in the Innovation

Policy Mix: Findings from the OECD microBeRD Project, 2016–19.” OECD Science, Technology and Industry Policy Papers, No. 92. Paris: OECD Publishing.

OECD (2025), Corporate Tax Statistics 2025.

Okamuro, Hiroyuki, and Yohei Sakuma (2021), “The Effects of R&D Tax Incentive Reform on R&D Expenditures: The Case of 2009 Reform in Japan.” TDB-CAREE Discussion Paper Series, No. E-2021-04.

Orihara, Masanori, and Takafumi Suzuki (2023), “Windfalls? Costs and Benefits of

Investment Tax Incentives due to Financial Constraints.” *Journal of Corporate Finance*, 82, 102469.

Orihara, Masanori, and Takafumi Suzuki (2025), “Claiming Tax Incentives: Heterogeneous Impacts on Investment and Productivity.” RIETI Discussion Paper Series, 25-E-015.

Uemura, Toshiyuki (2022), “Evaluating Japan’s Corporate Income Tax Reform Using Firm-Specific Effective Tax Rates.” *Japan and the World Economy*, 61, 101115.

補論：企業課税が企業行動に影響する三つの経路の整理

本補論では、本稿の整理軸を簡潔に説明する。2期間モデルにおいて、企業は時点0に投資 I を行い、次期の資本 $K=I$ を蓄積するとする。資本 K を用いた生産から得られる収益を $F(K)$ とし、 $F_K(K)$ は資本の限界生産物を表す。資本の減耗率を δ 、実質利子率を r とする。投資財価格と生産物価格を1に正規化すると、無税の場合の最適条件は

$$F_K(K) = r + \delta$$

であり、右辺は資本のユーザーコストである。法人税率を τ 、投資1単位当たりの減価償却控除の現在価値を z 、投資税額控除率を k とすると、投資条件は

$$F_K(K) = c_K, \quad c_K = ((r + \delta)(1 - k - \tau z)) / (1 - \tau)$$

となる。したがって、償却控除や税額控除が投資費用を完全には相殺しない場合には、税率引下げは c_K を低下させる。また、加速度償却は z を高め、投資税額控除は k を高めることで、いずれも資本のユーザーコストを低下させる。以上のユーザーコストに関する整理は、主として Effective Marginal Tax Rate（実効限界税率、

EMTR）に対応する。EMTRは、限界的な投資の資本コストに税制が与える影響を要約する指標である。これに対し、Effective Average Tax Rate（実効平均税率、EATR）は、超過収益を伴う投資プロジェクト全体の税引後収益性に対応する指標であり、一般的に立地選択や投資プロジェクトの採否のような離散的な選択を考える際に用いられる。なお、外形標準課税の付加価値割・資本割は純粋な所得課税とは性質が異なるため、本文では所得課税部分と分けて解釈する。

尤も、政策税制では法定控除率と実際の便益は一致しない。税額控除の対象支出を x_t 、法定控除率を s 、控除前税額を T_t 、控除上限比率を $\bar{a}$ 、繰越控除残高を R_{t-1} とすると、当期の実現控除額は

$$\hat{C}_t = \min \{sx_t + R_{t-1}, a\bar{T}_t\}$$

と書ける。非還付性、控除上限、欠損金、繰越、申請費用等が存在するために、実際には名目控除額ではなく実現控除額が企業行動に影響することになる。

以上を踏まえ、本稿では税制が企業行動に影

響を与える経路を三つに整理する。第一は、設備投資のユーザーコスト、研究開発の税引後限界費用や B-index、賃上げ増分に対する税制上の誘因を通じて、企業の限界的な投資・支出判断に影響を与える限界インセンティブ経路である。第二は、納税額や実現控除額を通じて内部資金や外部資金依存を変化させるキャッシュフロー経路である。第三は、非還付性、控除上限、

適用要件、申請費用等が制度利用と便益の実現を左右する制度利用・実現制約経路である。基幹税制改革は主として限界インセンティブと実際の税負担を通じて企業行動に影響を与えるのに対し、政策税制では、制度利用や実現控除額の制約まで含めて三つの経路を併せて考える必要がある。